

第32回中学校対抗カヌースプリント大会新人戦兼第38回みよし市長杯争奪 中学校新人体育大会 開催要項

1 目的

市内中学生生徒に広くスポーツ実戦の機会を与え、体力の増進とスポーツ精神の
かん養及び選手の競技力向上を図るとともに、青少年の健全育成に寄与する。

2 主催

みよし市カヌー協会

3 共催

みよし市教育委員会、みよし市小中学校体育事業実行委員会

4 協賛

みよし商工会

5 後援

愛知県カヌー協会、みよし市スポーツ協会

6 日時

令和5(2023)年9月24日(日)午前8時15分から午後2時まで(予定)

7 会場

三好池カヌー競技場

8 種目

(1) 男子/K-1・K-2・C-1・C-2〔距離500m〕

(2) 女子/K-1・K-2〔距離500m〕

9 参加資格

市内中学校カヌー部の1・2年生で下記の基準タイムを満たす者

基準タイム：シングル種目において、カヤック男子は3分30秒以内、カヤック女
子・カナディアンは4分以内で500mを完漕できる者

10 日程

午前8時15分から午前8時30分まで 受付

(三好池カヌーセンター艇庫前広場受付用テント)

午前8時30分から午前8時45分まで 競技役員打合せ

(三好池カヌーセンター本部テント)

午前9時から午前9時25分まで 開会式

(三好池カヌーセンター艇庫前広場)

午前9時55分から午後1時まで 競技

(三好池カヌー競技場)

午後 1 時 3 0 分から午後 2 時まで 成績発表、閉会式
(三好池カヌーセンター艇庫前広場)

※「競技」以降の日程は、出場艇数により時間を変更することがある。

1 1 実施方法

(1) レース運営方法

- ・ 2023 年度（公益社団法人）日本カヌー連盟競技規則による。
- ・ A 決勝のみとし B 決勝は行わない。
- ・ 500m×9 レーンを使用する。
- ・ 発艇は自動発艇装置を使用しないため、整列員の指示によるフリー発艇でレースを行う。「レディ・セット」の言葉による号令の後、「発砲（電子）音」または、「ゴー」と発声する。整列員の指示によるフリー発艇でレースを行う。
- ・ 配艇は発艇 30 分前、湖面での選手確認は発艇 5 分前とする。
- ・ エントリー数が 3 艇未満の場合記録測定のみとする。
- ・ 競技における時間的配慮は一切しない。
- ・ 乗り継ぎが必要な選手及びクルーは、競技開始前に配艇に申告すること。
- ・ 選手は事前に艇の重量の計測を行っておくこと。

(2) 使用品

- ・ 艇については、事前に各学校間にて確認、調整を行う。
- ・ ライフジャケット（浮力 7kg 以上）とパドルは各自 1 着 1 本を固定とし、各中学校にて用意する。

1 2 エントリー

令和 5 (2023) 年 9 月 1 日（金）までにみよし市カヌー協会へメールにて選手名簿、エントリー表を提出する。※エントリー期日を過ぎたものは受け付けない。

1 3 選手宣誓

本大会の選手宣誓は三好中学校が担当する。

1 4 表彰

(1) みよし市カヌー協会会長表彰及びみよし市長表彰を授与する。

(2) 総合成績について

- ・ 各種目 1 位 5 点・ 2 位 4 点・ 3 位 3 点・ 4 位 2 点・ 5 位 1 点の合計得点で算出し、同点の場合は、1 位の数、以下 2 位・ 3 位の数の多い順とする。
- ・ 検艇、コース妨害、転覆、コールアウト等の失格は含まない。

(3) 協会は「カヌー協会賞」総合優勝校に賞状と優勝杯・盾を授与する。（持ち回り）各種目 3 位までの入賞者に賞状を授与する。

(4) 市は「市長杯」団体優勝校に賞状と優勝杯、準優勝校に賞状と盾を男女別で授与する。各種目 3 位までの入賞者に賞状を授与する。

(5) 雷等で競技会を中止する場合、成績の算出については次のとおりとする。

- ・ 全ての予選レースを行った種目（決勝レースを行えなかった種目）は予選のタイムを基に 1 位から 5 位までを算出し決勝の結果とする。
- ・ 予選のない種目（決勝レースを行えなかった種目）、すべての予選レースを行え

なかった種目については成績の算出を行わない。

- ・総合成績は既に成立をした種目（決勝レースを行った種目）と予選を基に算出した種目の得点を合し総合成績を算出する。
- (6) エントリー数が3艇未満となる種目については総合成績には含まず、記録を認定し認定証を授与する。

1 5 その他

- (1) 気象条件によりレース日程を変更する場合がある。
- (2) 競技役員はみよし市カヌー協会審判員と参加校顧問が担当する。
- (3) 競技会中の事故については、応急手当はするが当該競技者の責任とする。
- (4) 競技会中の映像、写真、記事、記録等の市広報、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権、使用权は主催者に属する。